

交野市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の
過半数を占めることを要しない場合の同意について

原則

- 認定農業者等（認定農業者である個人、法人の役員又は農林水産省令で定める使用人）が、委員の過半数を占めること

例外

- 区域内の認定農業者の数が、委員の定数の8倍を下回り、かつ、委員の過半数を認定農業者等又は次に掲げる者（認定農業者等に準ずる者）とする場合に委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合、委員の4分の1以上を認定農業者等又は次に掲げる者（認定農業者等に準ずる者）とすることについて、市町村議会の同意を得ること

認定農業者等に準ずる者：

認定農業者等OB、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、国・地方の計画に位置付けられた農業者、指導農業者、基本構想水準到達

○交野市の場合

- ・委員の定数 14人
- ・認定農業者の数 1人

⇒認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る

○選考した結果

- ・募集期間 令和3年10月1日～令和3年10月31日
- ・農業委員候補者の数 14人
 - 内訳
 - ・認定農業者等 0人
 - ・農業者 7人
 - ・利害関係を有しない者 1人
 - ・認定農業者等に準ずる者（大阪版認定農業者） 6人

⇒委員定数の4分の1以上を占める

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市が作成する基本構想に照らして、市の認定を受けた者

※大阪版認定農業者（認定農業者等に準ずる者）

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例に基づき、認定農業者に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者等も育成・支援することにより、府民に新鮮で安全安心な農産物を安定的に供給することを目的に、知事の認定を受けた者